

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○安住委員長 これにて新谷君の質疑は終了いた
しました。

次に、長妻昭君。

○長妻委員 おはようございます。

総理、いろいろお疲れだと思えますけれども、
よろしくお願いをいたします。

今日は年金中心に質問しますけれども、まずは、
一部報道にあります首相の金などについて、確認
だけさせていただきたいというふうに思います。

まず、石破茂政経懇話会という石破さんの政治
団体の代表に、一時的ですけれども、下根貴弘さ
んがなっておられるんですが、これはなぜですか。

○石破内閣総理大臣 石破茂政経懇話会の代表者
の方が二〇〇二年にお亡くなりになりました。私
どもの会計責任者が、この報道にございます親子
のお二人のうち、お父様に御相談をしたところ、
それでは息子が代表者になろうかというふうなお
申出があったので、この方が代表者になられたと
いうふうに承知をいたしております。

○長妻委員 いや、なぜというのは、結びつきの

強いということ、やはり信頼しているというか、
いろいろな支援があったということなんですかね。
○石破内閣総理大臣 三十八年も前のことであり
ますが、私もまだ三十代前半でした。東京で知っ
ている方もほとんどいない。

皆さんそうだと思いますが、当選一回のときと
いうのは非常に、支援してくださる方を見つける
のが大変だということで、地元のゆかりのある方
この方は、私が、昭和六十二年だったと思いますが、
が、初めて仲人を務めた方でありますが、その御
尊父から、では、うちの息子を代表者にしようか
というありがたいお申出があったという経緯であ
ったと承知をいたしております。

委員が御指摘のように、支援ということの内容
でございますけれども、そのことはまたお尋ねが
あればお答えをいたしますが、週刊誌報道にござ
いますような支援を受けたということは全くござ
いません。

○長妻委員 報道によると、石破さんが開いたパ
ーティーの受付に、国会議員、一般、その横に下
根様という立て看板みたいなものがあるんですけ
れども、立札ですかね。これは何で下根さんの立
札が立っているんですか。

○石破内閣総理大臣 お尋ねの立札につきまして
は、秘書にも確認をいたしました。政治資金パー
ティー券の販売を手伝っていたというところで
ございます。

そうしますと、では、このお父上の方でござい
ますが、その御紹介によってパーティーにお越し
いただいた方の確認というものを容易にするとい

うことが必要だということで、その受付を用意し
たというふうに承知をいたしております。

○長妻委員 パーティーを手伝うというのと、あつ
せんする場合、パーティー券二十万円以上だとあ
つせん者の名前も書かなきゃいけないんですが、
これは書いていただいているんですか。

○石破内閣総理大臣 先ほど来、お手伝いをいた
だいたというふうに申し上げております。

どういうような内容かというと、政治資金パー
ティーの開催の件を知人にお伝えをいただいた、
御賛同が得られればパーティー券を購入していた
だくというようなお手伝いをお願いしたものでご
ざいます。

その場合にも、パーティー券の購入代金は、購
入者から直接受け取っておるものでございます。
報道されておりますように、この親子さんから、
これを介して受け取ったということはないという
報告を受けておるところでございます。

○長妻委員 政治資金規正法では、あつせんとい
うことの実態について問うていると思うんですね。
二十万円以上は収支報告書に書かなきゃいけない
ということがございますので。これについては、
なぜ書いていないのでございますか。

○石破内閣総理大臣 これは委員も御承知の上で
のお尋ねかと思いますが、政治資金規正法第十条
第三項では、政治資金パーティーの対価の支払い
のあつせんとは、特定の政治団体のために政治資
金パーティーの対価として支払われる金銭等を集
めて、これを当該政治団体に提供する、これがあ
つせんというふうに規定されておるところでござ

います。

私どもの政治団体は、報道にございました、親子にパーティー券を売っていただき、その代金を提供していただいたというところは一切ございません。したがって、これは政治資金規正法上のあつせんを受けたという事実には該当しないものでございます。

○長妻委員　そして、この下根さんのビルが池袋にあった当時、一時的に石破事務所はその中に入っていたんですか。

○石破内閣総理大臣　報道にございます豊島区内のビルにつきましては、この政治団体の事務所として借り上げたことはございません。

必要が生じたときに、秘書がこの報道の親子のうちお父様に依頼をして、一時的な作業場として、御厚意により短時間使わせていただいたということはございます。

私自身、行ったことではないのですけれども、いろいろな物品が置いてあるところにややスペースが空いておりまして、そこにおいていろいろな作業を行ったということが一時的にはあったというふうに報告を受けておるところでございますし、実態もそのようなものであったということでございます。

○長妻委員　使用料、一時的といえども、使用料と一時的の家賃というのは払ったんですか。

○石破内閣総理大臣　それは払っておりません。それは、一時的に、その、ある意味、倉庫とのか物置とのか、そういうところで作業をさせていただいたということでございます。

そういうものに対しての対価というものの支払いはいたしておりません。

ただ、永田町と豊島区池袋というのは結構距離的にもございますし、なかなか使い便利がよいというものでもないのですが、せっかくの御厚意で、そこにちよつとスペースが空いているから、いろいろな袋詰めとかそういう作業に一時的に使ってもいいよというお申出がございましたので、そこを一時的に作業場として使わせていただいたということでございます。

○長妻委員　使用料を払っておられないということとは、便宜供与として収支報告書に書かなきゃいけないんじゃないかなと思いますので、これも確認をしていただければというふうに思います。

そして、この下根貴弘さんは、自民党本部の政調会長室を訪問したことはあるんですか。

○石破内閣総理大臣　前段のお話で、もちろん確認は何度もいたしておりますが、人様の建物を使用させていただく場合でも、極めて短時間、一日一時間とか二時間とか、そういう時間にお借りして作業をさせていただいた。

いろいろな利用実態があるわけでございますが、そういう場合に使用料を支払う必要があるかどうか、支払わなくてもよい場合にそれを寄附と解釈するべきかどうかというところは、社会通念でどう考えるかということでございます。

ですから、一時的に使っていいよということで、一時間、二時間、そこで作業をさせていただいた、それに対して使用料を払うべきかどうかという議論だと思っております。

それから、後段の方で、政調会長室を訪ねたことがあるかということですが、それは一々記録を取っておるものでもございませんし、随分前のことでございます。今そういうお尋ねをいただきますと、政調会長室をお訪ねいただいたという記憶は、少なくとも私自身にはございません。

ただ、野党でございましたが、政調会長室は大勢の方がいらつしやいますので、あるいは来られたことがあったかもしれないんですが、記憶にございませんなどいいかげんなことを言うつもりはないのですが、その方が政調会長室にお見えになったということは、私自身、記憶としてございません。（発言する者あり）

○安住委員長　静粛に。

○長妻委員　石破さんが総裁選に出たときに、貴弘さんが随行したということはあるんですか。

○石破内閣総理大臣　これは、一番最初に、福田康夫総理がお辞めになって、その後の総裁選のときでございました。私自身も出るというつもりもなかったの、何か急転直下、いろいろなことがあつて出るようになって、非常にばたばたいたしております。

私の秘書もその事務に忙殺されておりましたので、誰か連絡役でついでくれる人がいないかなというときに、これまたそのお父上から、それではうちの子供をつけようかというお申出があつたので、総裁選挙の期間中に随行をいただいたということではございました。

○長妻委員　次の質問は、ちよつと正確に文書を読んで質問するんですが、これは通告しております。

すので。

下根弘さん、下根貴弘さん、関係法人、あるいは紹介先から、何らかの資金や物品及び便宜供与などの提供は受けたことはありませんか。

○石破内閣総理大臣 今回の週刊誌報道にございますようなパーティー券の購入や寄附、実態に反する事務所などにつきましては、私自身、全く覚えがございません。念のため秘書にも何度も確認をいたしました、そのような事実はありません。

また、週刊誌報道以外にも、法律に反しないものも含めまして、お尋ねの方にパーティー券の購入、寄附をしていただいたことがあるか否かにつきましては、何分昔のことと正確な記録を確認することは困難ではございますが、私自身、そのような事実があったという認識はございません。秘書も同様でございます。

お尋ねの物品提供や便宜供与について、委員が具体的にどういようなものを御想定かは分かりませんが、あえて申し上げますれば、今回の週刊誌報道にあります親子のうち、お父様には、政治資金パーティーがあることを知人の方々に御案内いただく、パーティー券販売のお手伝いをしていたことはありました。しかしながら、週刊誌報道にもこれはあったかと思いますが、では、売れ残ったパーティー券を購入していたという事実はありません。

ビルの一室に私の秘書が伺って、作業場として短時間使わせていただいたというところはございます。総裁選の遊説に御随行いただいたということ

は、先ほど申し上げたとおりでございます。

○長妻委員 そうすると、この下根弘さんというお父様、あるいはお父様の関係法人からも、何らかの資金や物品及び便宜供与なども一切ない、お父様からもこれまでずっとないということですね。

○石破内閣総理大臣 先ほど来お答え申し上げておりますように、知人の方を御紹介いただいたというところはございました。

しかしながら、今委員が御指摘のようなことは一切ございません。

○長妻委員 紹介してもらったということなんです、紹介してもらって、その紹介先から入金がある合計というのは、大体幾らぐらい、パーティー券とか、あるんですね。単位でいいんですけれども。

○石破内閣総理大臣 済みません、これは改めて確認をさせていただきます。

それは、先ほどお答え申し上げましたように、紹介をされた方、その方と私どもとの間のお金のやり取りということでございます。紹介をいただいた方を通じてまとめてということではございませんので、お一方お一方確認の要はございますが、そこにおいて御紹介があった方かどうかということを確認するのは、やや作業に時間を要するかと思います。

○長妻委員 できれば確認していただければありがたいというふうに思います。

この問題では最後に、今のお話を聞くと、報道で言われていることと違うわけですね。ということは、石破首相の答弁が本当だとすると、相手

がうそをついているということになると思うんですけれども、何か人間関係のトラブルとか、そういうことがあったんですか。

○石破内閣総理大臣 これは人様の御家庭のことでございますので、余りこういう公の場でお話をするのではないかと思います。私との間でのトラブルはございません。

私自身、まだ三十一歳でしたかしら、仲人の話 came 来たときにかなり驚愕したことはよく覚えておりますが、それでも、たつてのお願いですので、お引き受けをさせていただきました。私自身、誠心誠意という言葉を使うのも私にふさわしいかどうかは存じませんが、そういうおつき合いをさせていただいたつもりでございます。

それがこういう形になるのはすごく残念な気持ちいたしますが、世の中いろいろなところがあるものだなというのを改めて思い知ったところでございます。

何かあったのかということは、これまた人様の御家庭のことでございますので、あれこれ申し上げることはいたしません、これは世間に時々あるお話でございますけれども、お父様が会社を引かれた、その後、御子息がお継ぎになるということで、いろいろな権利関係をめぐって、裁判所においていろいろな審理が行われたということは承知をいたしております。

これ以上は申し上げることを控えさせていただきます。

○長妻委員 年金の質問に入りたいというふうに思います。

先ほども答弁いただきましたけれども、今月の中旬に提出するというようなことをおっしゃったんですね。重要広範議案なんですね、この法案というの。

重要広範議案というのは、自民党の衆議院も参議院も合意して重要広範議案ということになっていて、三月に提出するというような話で、それも延期。四月に提出する、これも延期。五月に提出するというのも、これもずるずる延びているという事です。

我々も、厚労委員会の理事とも相談すると、あした総務会があるということなんですが、あした決めて、遅くとも今週中に出していただかないと、これは審議できないんですね。時間切れになるんです。

逆に言うと、今週中に出不さなければ、時間切れを狙っている、こういうふうに言わざるを得ないんですが、石破首相、遅くとも今週中に出していただけますか。（発言する者あり）

○安住委員長 静粛に。

○石破内閣総理大臣 先ほど新谷委員の御質問にもお答えをしたところでございます。

党内の手続でございますが、これは時間切れを狙っているなどということは一切ございません。これが重要なものであらばこそ、国会における御審議に供する、そういうような手続をしていかねばならないのは当然のことでございます。

確定したことは申し上げられませんが、我が党の手続の日程といたしまして、明日いろいろな手続を経て、国会に提出をするというような運びを、

内閣としても、それと合わせていきながら手続を進めてまいりたいと考えております。

○長妻委員 ということは、あした総務会で決まれば、恐らく金曜日までには提出ということ、明言いただけますか。

○石破内閣総理大臣 これは党内の手続でございますので、私がここで確定的なことを申し上げる立場にも、それについての知識もございませんが、この法案が重要なものであればこそ、国会における審議にきちんと供することができまうように、今委員が御指摘のような日程を念頭に置いているものというふうに承知をいたしております。

○長妻委員 それで、この法案について石破首相にお伺いしたいんですが、やはり最大のポイントというのは、年金の目減りをどうやって防ぐのかということなんですね。

この法案の中にはいろいろなテーマが入っておりますが、そのコアのところ、先ほどもマクロ経済スライドの調整期間を合わせるということがありましたが、そのコアのところは抜けているわけですし、ましてや法案が、出さない、あるいは遅延行為というふうには私は言わざるを得ないんですけれども、そうしますと、一体、年金の目減りを石破首相はどういう手段で防いでいこうというふうにお考えなんですか。

○福岡国務大臣 マクロ経済スライドの早期終了の措置につきましては、社会保障審議会年金部会の議論の整理においても賛成、慎重の両論があったところでございます。このような中で、与党における法案審議の中でも、厚生年金の積立金を活

用してこの措置を行うことについて慎重な意見があったところでございます。

今回の法案は、五年に一度の財政検証の結果を踏まえて、被用者保険の適用拡大などの重要な改正事項を検討しておりますので、できる限り早期に法案を提出し、御審議いただくという点を重視いたしまして、基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了の具体的な仕組みにつきましては今回の法案に規定しないこととする方向で、現在、最終的な調整を進めているところでございます。

○石破内閣総理大臣 今、福岡大臣からお答えを申し上げたところでございます。

いかにして被用者保険の適用を拡大するか、あるいは働きながら年金を多く受け取れるようになるか、あるいは個人型確定拠出年金の加入可能年齢を七十歳まで拡大するかということも法案の内容でございますが、マクロ経済スライドをどうするかということにつきましては、これはいろいろな意見がございました。

そこについて、では、これに意見の一致を見るまでこの法案を出さないのかということになりますと、もちろん、これについて、これから仮に法案を提出すれば御議論いただくことになりましたが、それも大事です。大事ですが、いかにしてこの制度を安定させるか、多くの年金を受給していただけるか、その対象の方々を増やすかということにつきましても、ここは御議論をいただきたいと思っておりますところかというふうな承知をいたしております。

○長妻委員 いろいろな改革をおっしゃいました

けれども、それも重要なんです、目減りの決定打が抜けているんですね。

ちよっとこれを見ていただきますと、確定値が出ました、政府から、確定の数字です。

直近五年間のお給料の増減を年代別に調べた政府の資料なんです、これを見て、私は改めて驚くわけですね。唯一減っているのが、これは名目値ですよ、額面ですよ。五十から五十四歳の就職氷河期世代の年長者、つまり、団塊ジュニアと重なっている方々だけが減っていて、就職氷河期世代の方々は、おおむね、ほかの世代よりも伸びが低いんですね。

ということは、老後、こういう方々が年金を受給する、厚生年金を受給するときは、賃金が現役のときに低いので、受給額も低くなっちゃうわけです。大変なんです、今のままでも。

これにダブルパンチがあるのが次のものですけれども、先ほど来、私が申し上げている年金の目減りなんです、これは本当に大変なことなんです。就職氷河期世代以降の人が本当に大変なんです。

基礎年金が、所得代替率、実質価値とも言われておりますが、これが二〇五七年で三割減っちゃう、基礎年金がですね。基礎年金というのは、国民年金イコール、と同時に、厚生年金を受給している方も全員が基礎年金はありますから、全員沈んでいくというようなこと。これが最大のテーマなんです。

石破首相が今おっしゃったいろいろな改革というのは、それは重要なんですが、決定打ではない

んですよ。あんこのあんがなかなか入っていないというふうに厚労委員会等ではずっと申し上げていったわけですが。

今現在、大体、就職氷河期世代の方々は三十八歳から五十四歳。その方々が五十一歳から六十七歳になる二〇三七年には一割減、過去三十年モデルですけれども。六十一歳から七十七歳になられるとき、二〇四七年、二割減。七十一歳から八十七歳になられるときは三割減、二〇五七年です。こういう大変な状況になっていくわけでございます。

そして、もう一つ、これも私、改めて調べて、ちよっと驚いたんですが、御存じでしたかね。生活保護を受給している方のうち、六十五歳以上を調べますと、何と七割の方が年金ももらっているダブルでもらっている。何でかという、年金額が余り高くないので、その差額を生活保護、最低限の生活費で埋めているということが過去最多、七十二・一％に直近でなっているんですね。ですから、これは基礎年金の目減りを防がないと、間違いなく生活保護受給者はぐっと増える可能性が私は高いと思うんです。

実際に、研究者のレポートを詳細に分析しますと、多くの研究者が、二〇五〇年には生活保護の高齢者の受給者が今よりも倍増する、そして財政負担も倍増する、こういうような予測を立てておられる、そういう推計値もあるんです。

これは石破首相にお伺いしたいと思うんです、さんざん厚労委員会では福岡大臣とやりましたから。

普通に考えて、基礎年金の目減りを防がないと、生活保護受給者がぐっと増えてしまう。これは、可能性としては当然高いというふうにお考えですよね。

○石破内閣総理大臣 それは計算上そうなります。高いかどうかは別として、そういう事態というのが現出するということは当然想定し得ることでございます。

要は、年金というのは、結局、経済がどう推移するかということに連動するものでございますし、賦課方式を取っております以上、こういうようなことが起こるといことは当然予測し得るものでございます。

したがって、では、どうするのだということ、さんざん今までも議論がございました。ただ、やはり年金を受け取れる方々の範囲を拡大するという、あるいは、くどいようですが、働きのながら年金を受け取っておられる方々に対する適切な措置を講ずる、あるいは私的年金の範囲を拡大する等々のことはいたします。

これは、生活が困窮される方々、そういう方々のリスクをどう減らしていくかということ、今まで申し上げておるとおりでございますが、年金生活者支援給付金、生活困窮者の方々に就労支援や家計改善などのきめ細かい相談を行う生活困窮者支援制度等々、低年金の高齢者の方々に対していかにして支援をしていくかということも併せて御議論をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

○長妻委員 いや、これは端的に、石破首相の基

本認識をここで御答弁いただきたいんですね。

つまり、当たり前のことではあると思うんですが、基礎年金の目減りを防がないと生活保護受給者は増える可能性が高い。これは認識は一緒ですよ。

○石破内閣総理大臣 そういうことは当然想定され得ることでございます。

○長妻委員 そして、先ほど、あんなの肝のところが抜けているという話なんです、こういうことなんです。

大変マクロ経済スライドというのは分かりにくいわけですが、簡単に言いますと、年金受給者の方が、今までは物価スライドだったんですね、世の中の物価が二%上がれば年金額も二%上がる、受給者の方の実質的な生活は困らない、従来はこういう制度だったんです。

ところが、いろいろ財政が厳しいということで、マクロ経済スライドということで、ここにあるパーセンテージのものを、本来は物価と同じように年金額を上げるというルールを変えて、物価と同じように上げるのではなくて、そこからマクロ経済スライドの調整率というのをマイナすする。マイナすするということで、今〇・四%ぐらいマイナスになっているんですね。

どんどん年金がきつくなると、一番ピークで二〇四六年には一・七%もマイナすになっちゃうということで、これは今のまま、政府が出してきた、あんなが入っていない法案であると、二〇五二年までマクロ経済スライドがいつっちゃうんです。ずっとこれが利いちゃうんです。ずっ

とこの間、年金受給者の方は、物価が幾ら上がるうとも、この率がマイナすされて、非常に実質的には大変なことになるというのが二〇五二年までずっと続いちゃうんですね。かなり坂が急になってまいります。

ところが、当初政府がおっしゃっていた、あんなのあん、マクロ経済スライドの調整期間を一致する、つまり、厚生年金の勘定、そして基礎年金の勘定を合わせていくということにしますと、二〇三七年で止まるんです。つまり、二〇三八年以降は物価スライドになるんですね。物価が上がると同じように年金受給額も上がる、こういう状況になるんですよ、二〇三七年から、あんなのあんが入れば。

ここは二〇三七年で止めたいと思いませんか、石破首相。

○石破内閣総理大臣 手法はいろいろございますが、そういう年金受給の方々にお支払いをする、受け取っていただく年金というものが何とか減らないようにはできないだろうかということで、いろいろな御議論をいただいております。

ここは手品でもなければ魔法でもございませんので、なかなか、額を減らす、受給額を減らすというわけにもいかぬ、現役世代の方々の御負担をこれ以上増やすわけにもならぬ。そうすると、六十五歳に引き上げるときにも皆さん議論がございましたが、受け取る方々が、働ける方々には働いていただけるということができないものだろうかということ、いろいろな努力をいたしてまい

りました。

そういうものをいかにして組み合わせるかということですが、御指摘のとおり、いかにして年金受給額を増やすかということについては、いろいろな御議論があり、お知恵を賜って、よりよいものにしてまいりたいと考えております。

○長妻委員 氷河期世代支援ということで、首相官邸でも開かれましたけれども、年金が抜けているわけですね。就職氷河期世代の方々は、本当にこれからも大変な状況になります。

私もよく言うんですが、就職氷河期世代の方が世に出るときに、非正規雇用を増やすような、経団連の前身の提言を真に受けて、どんどんどんどん非正規雇用を増やすような労働法制の緩和を自民党がして、今働く人の四割が非正規雇用になっている。こういうようなことで年金も今傷んでいるわけで、我々は、それを反転させる政策を参議院選挙で打ち出していきたいというふうに考えております。

立憲民主党、参議院を中心に、就職氷河期世代の方々、議員が政策をまとめました。就職氷河期、リスタートということで、就職氷河期世代の主な課題は収入、社会保障、雇用形態、住宅ということで、就職氷河期世代支援基本法という法律の制定を目指しているということ。お金、住まい、自分の時間ということで、三つに分けて政策を打ち出すということで、今、ホームページにも出ております。

我々といましては、氷河期世代の方々の老後については、やはり年金改革をきちっとしなき

やいけない、こういう強い思いを持っておりますので、三度目の正直という言葉もありますから、三月も出さない、四月も出さない、そして五月も遅れに遅れているということではなくて、速やかに法案を出していただいて、そして、きちっとした年金改革を実現していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

そして、最後に、西田議員、参議院の方から、ひめゆりの塔をめぐって発言がございまして、謝罪をされたということですが、ちよつと謝罪になつていない部分もあるんですね。

自分の言っていることは事実だという前提で今も話しているというふうに謝罪会見でもおっしゃつておられるわけですが、これについて、石破首相、率直にどんな感想ですか。

○石破内閣総理大臣 これは委員ともかつて議論させていただいたような覚えがございしますが、有事法制というものをつくるときに、沖縄戦ということは物すごく念頭にございました。ひめゆりの記念館は私も訪問をいたしましたし、いろいろな書物も読みました。やはりああいうことはあつてはならないことだと思っております。

ですから、いかにして民間人を戦場に置かないかということが、ひめゆりが一つの原点であつたし、沖縄戦が原点であつたし、私はその思いを強く持つております。したがしまして、この発言については、私は認識を異にいたしておるところでございします。

ですから、そこで歴史が書き換えられたとか、そういうような御発言は、私は現場におつたわけ

ではございませんで全部承知をいたしておりますが、報道で知ります限りにおきまして、私は、それは認識を異にするということは申し上げておかねばなりません。

○安住委員長 長妻君、時間が来ていますので、まとめてください。

○長妻委員 これは、やはりこういういろいろな認識の違いが出てくるのは、石破さんがおっしゃつたように、政府がきちつと戦争の総括を国としてしていないんですよ、日本は、ほかの国とは違つて。

それは本当に、極めて重要だというふうに思いますので、有識者会議でそういうことをやるというふうに報道がありましたけれども、是非、私は、少なくとも保阪正康さんも入れて、きちつとした総括をしていただきたいというふうをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。